

愛西市 総合事業における介護予防ケアマネジメント（案）

基準	現行の介護予防支援相当	多様なサービス	
サービス種別	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)
適応	・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合	・ケアマネジメントAまたはC以外のケース (指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等)	・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食等のその他の生活支援サービスの利用につなげる場合
内容	【指定介護予防支援の提供に相当するもの】  アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 →サービス利用開始 →モニタリング【3か月ごと】	【サービス担当者会議やモニタリングを適宜省略するもの】  アセスメント →簡易なケアプラン作成 (→サービス担当者会議) →利用者への説明・同意 →ケアプランの確定・交付 →サービス利用開始 (→モニタリング【適宜・間隔をあけて】)	【初回のみアセスメントを行い、サービスにつなげるもの】  アセスメント →簡易なケアプラン作成 →利用者への説明・同意 →利用するサービス提供者等への説明・送付または本人持参 →サービス利用開始 ※モニタリングは実施しない。必要に応じ、その後の状況把握を実施
特徴	ケアプランを作成、モニタリングを実施	・ケアプランを作成、モニタリングを適宜実施 ・サービス担当者会議を省略 ・利用者に変化があった時は、サービス事業者から包括へ連絡する	・初回のみケアマネジメントを実施 ・必要に応じて関与 ・利用者に変化があった時は、サービス事業者から包括へ連絡する
実施方法	直接実施／指定事業者への委託	直接実施／指定事業者への委託	直接実施／指定事業者への委託
利用者負担額 (利用料)	なし	なし	なし
単価等	介護予防支援と単価も同等 初回：7,606円 継続：4,480円	初回：5,366円 継続：2,240円	初回：300単位の5割程度(1,500円)
居宅介護事業所 へ委託料	初回：継続＋初回300単位＝7,030円 継続：4,030円(基本報酬の9割程度)	初回：継続＋初回300単位＝5,010円 継続：2,010円(基本報酬の9割程度)	1,500円
支払方法	国保連経由で審査・支払	直接支払または国保連経由で審査・支払	直接支払
サービス提供者	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所)	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所)	地域包括支援センター (居宅介護支援事業所)

ケアマネジメント種類	内容	単位数	介護報酬額1単価あたりの単価【10.42円(6級地)】	
			地域包括支援センター	居宅介護支援事業所委託 (基本報酬の9割相当)
ケアマネジメントA	原則的なケアマネジメント費の基本報酬	430	4,480円	4,030円
ケアマネジメントA・初回	原則的なケアマネジメント費の基本報酬+初回加算	730	7,606円	7,030円
ケアマネジメントB	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬(5割相当)	215	2,240円	2,010円
ケアマネジメントB・初回	簡略化したケアマネジメント費の基本報酬(5割相当)+初回加算	515	5,366円	5,010円
ケアマネジメントC	初回のみケアマネジメント費の基本報酬(初回加算の5割相当)	150	1,500円	1,500円

《初回加算の取り扱い》

基本的には、指定居宅介護支援、指定介護予防支援における基準に準じ、下記①、②の場合に算定することができる。

- ① 新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合
  - ・介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合
- ② 利用者の状態区分が変わり、介護予防ケアマネジメントを実施する場合
  - ・要介護者が要支援認定を受け、介護予防マネジメントを実施する場合
  - ・要介護者が基本チェックリストを実施後、事業対象者として介護予防マネジメントを実施する場合

※ 総合事業移行前に予防給付を受けていた者が、要支援の認定有効期間が満了した翌月から、基本チェックリストによる事業対象者として、総合事業のサービスを利用した場合、総合事業開始月に初回加算の算定を行うことはできない